

## 第13回

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

## 合併協議会

日時：平成15年7月23日(水)

午後1時30分から

場所：峰山町総合福祉センター

## 次 第

### 1 開会宣言

### 2 議 事

#### ( 1 ) 協議事項

- ・協議第 1 号 2 合併の期日に関する事(再協議)
- ・協議第 2 号 1 4 使用料及び手数料の取扱いに関する事(再協議)
- ・協議第 3 号 1 9 - 6 消防団の取扱い(再協議)
- ・協議第 4 号 1 9 - 1 1 国民健康保険の取扱い(再協議)
- ・協議第 5 号 1 9 - 2 4 建設関係事業の取扱い(再協議)
- ・協議第 6 号 1 9 - 2 6 上水道等の取扱い(再協議)
- ・協議第 7 号 1 9 - 2 7 下水道等の取扱い(再協議)

#### <追加提案>

- ・協議第 8 号 9 一般職の職員の身分の取扱いに関する事
- ・協議第 9 号 1 0 特別職等の身分の取扱いに関する事
- ・協議第 1 0 号 1 2 事務機構及び組織の取扱いに関する事

#### ( 2 ) その他

- ・第 1 2 回合併協議会の会議録について
- ・その他

### 3 閉 会

## 協議第1号

### 2 合併の期日に関すること（再協議）

上記のことについて、別紙のとおり再協議する。

平成15年7月23日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会  
会長 濱岡 六右衛門

合併の期日について
平成16年4月1日に合併するものとする。

## 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

合併協定項目	合併の期日に関すること	協議細目
--------	-------------	------

調整結果	(案) 平成16年4月1日に合併するものとする。	
------	--------------------------	--

(資 料)

1 協議会での確認状況

合併の期日 = 「平成16年3月1日に合併するものとする。」・・・平成14年7月24日開催の第4回合併協議会で提案、平成14年11月22日開催の第6回協議会で確認

2 再協議の理由

市町村の合併の特例に関する法律の一部改正案が、平成15年7月2日に国会で議決され、7月9日付けで公布、同日付けで施行された。  
 この改正により、「市となるための要件」の特例(いわゆる「3万人特例」)の適用期限が1年間延長(平成16年3月31日まで 平成17年3月31日まで)されたため、当協議会で確認した新市への移行を前提とした「合併の期日」について、各種事務事業の円滑な移行や住民の方々への影響度合い等を総合的に検討した結果、年度初日となる「平成16年4月1日」を合併の期日とすることが適当であると判断したため。

参考

・合併特例法の改正(市となるための要件)

改正後

改正前

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに合併した場合  
 (合併特例法第5条の2)  
 人口3万人以上であること。



平成16年3月31日までに合併した場合  
 ・人口要件は、3万人以上とし、その他の要件は問わない。  
(合併特例法 附則第2条の2)

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに合併した場合  
(合併特例法第5条の2)

人口4万人以上であること。  
 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の6割以上であること。  
 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること。  
 このほか、都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること。

・地方自治法(市になるための要件)

原則 (地方自治法第8条第1項)

人口5万人以上であること。  
 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の6割以上であること。  
 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること。  
 このほか、都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること。

## 協議第 2 号

### 1 4 使用料及び手数料の取扱いに関すること（再協議）

上記のことについて、別紙のとおり再協議する。

平成 1 5 年 7 月 2 3 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会  
会長 濱岡 六右衛門

## 再協議の内容

### 1 再協議の理由

「使用料及び手数料の取扱いに関すること」については、平成15年6月25日の第12回合併協議会で確認されたものであるが、新市の合併期日について、本日の合併協議会で、平成16年4月1日に変更することが提案されたことに伴い、確認された調整案の一部を修正する必要があるため。

### 2 内 容（変更部分のみ）

内容	変更案	既確認内容
使用料及び手数料	各協議項目の調整結果に基づき、新市において施行する。 条例により定める使用料及び手数料については、合併と同時に専決処分により即時施行する。	各協議項目の調整結果に基づき、新市において施行する。 条例により定める使用料及び手数料については、合併と同時に専決処分により即時施行する。 <u>なお、一元化に調整するものであっても、平成16年3月1日から31日までの使用料及び手数料については、旧町の条例を適用する場合は暫定施行とし、当該地域に適用する。</u>

協議第3号

19 - 6 消防団の取扱い（再協議）

上記のことについて、別紙のとおり再協議する。

平成15年7月23日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会  
会長 濱岡 六右衛門

## 再協議の内容

### 1 再協議の理由

「消防団の取扱い」については、平成15年2月27日の第8回合併協議会で確認されたものであるが、新市の合併期日について、本日の合併協議会で、平成16年4月1日に変更することが提案されたことに伴い、確認された調整案の一部を修正する必要があるため。

### 2 内 容（変更部分のみ）

内容	変更案	既確認内容
消防団の組織 消防団の組織・分 団数	1消防団に再編する。また、分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市において作成する消防計画に基づき、調整する。	<u>消防団は、平成16年3月31日までを現行のとおりとし、平成16年4月1日をもって、1消防団に再編する。また、分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市において作成する消防計画に基づき、調整する。</u>
消防団の手当等 報酬等	現行における6町の支給総額を上回らない範囲内において調整する。	<u>団員の報酬等については、平成16年3月31日までを現行のとおりとし、平成16年4月1日以降の取扱いについては、現行における6町の支給総額を上回らない範囲内において6消防団の再編前までに調整する。</u>
出動手当等	現行における6町の支給総額を上回らない範囲内において調整する。	<u>出動手当等については、平成16年3月31日までを現行のとおりとし、平成16年4月1日以降の取扱いについては、現行における6町の支給総額を上回らない範囲内において6消防団の再編前までに調整する。</u>

協議第4号

19 - 11 国民健康保険の取扱い(再協議)

上記のことについて、別紙のとおり再協議する。

平成15年7月23日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会  
会長 濱岡 六右衛門

## 再協議の内容

### 1 再協議の理由

「国民健康保険の取扱い」については、平成15年5月28日の第11回合併協議会で確認されたものであるが、新市の合併期日について、本日の合併協議会で、平成16年4月1日に変更することが提案されたことに伴い、確認された調整案の一部を修正する必要があるため。

### 2 内 容（変更部分のみ）

内容	変更案	既確認内容
国民健康保険税 税率等	税率は制度改正、保険給付の動向を見極め統一する。ただし、丹後町の医療分については、激変緩和措置として、平成19年度の統一課税に向けて段階的に引き上げを行う。また、賦課方式、課税限度額は現行のまま新市に移行する。	税率は制度改正、保険給付の動向を見極め統一する。ただし、 <u>平成15年度については、各町の例による。</u> また、 <u>医療分については、激変緩和措置として、丹後町は平成19年度の統一課税に向けて段階的に引き上げを行う。</u> また、賦課方式、課税限度額は現行のまま新市に移行する。

協議第5号

19 - 24 建設関係事業の取扱い(再協議)

上記のことについて、別紙のとおり再協議する。

平成15年7月23日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会  
会長 濱岡 六右衛門

## 再協議の内容

### 1 再協議の理由

「建設関係事業の取扱い」については、平成15年5月28日の第11回合併協議会で確認されたものであるが、新市の合併期日について、本日の合併協議会で、平成16年4月1日に変更することが提案されたことに伴い、確認された調整案を修正する必要があるため。

### 2 内容（変更部分のみ）

内容	変更案	既確認内容
道路除雪 道路除雪体制	除雪体制については、業者委託を基本とし、現行の除雪路線を減少させることなく、均衡上必要がある場合は、追加することも検討し、整備する。	<u>現行のまま新市に継承する。</u> なお、 <u>新市移行後に到来する除雪体制</u> については、業者委託を基本とし、現行の除雪路線を減少させることなく、均衡上必要がある場合は、追加することも検討し、整備する。
補助金交付金等 道路除雪	除雪作業に係る補助金については、新市において新たな基準を定め、制度の統一を図る。	<u>現行のまま新市に継承する。</u> なお、 <u>新市移行後に到来する除雪作業に係る補助金</u> については、新市において新たな基準を定め、制度の統一を図る。

協議第6号

19 - 26 上水道等の取扱い（再協議）

上記のことについて、別紙のとおり再協議する。

平成15年7月23日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会  
会長 濱岡 六右衛門

## 再協議の内容

### 1 再協議の理由

「上水道等の取扱い」については、平成15年6月25日の第12回合併協議会で確認されたものであるが、新市の合併期日について、本日の合併協議会で、平成16年4月1日に変更することが提案されたことに伴い、調整案を修正する必要があるため。

### 2 内 容 (変更部分のみ)

内容	変更案	既提案内容
簡易水道事業 水道料金単価表	<p>簡易水道料金及び飲料水供給施設等の水道料金は、合併時に統一し、次のとおりとする。</p> <p>基本料金 (表 省略)</p> <p>超過料金 (表 省略)</p> <p>ただし、弥栄町の中央簡水第2系統及び大宮町の奥大野・五十河地区の簡易水道区域以外の簡易水道区域については、次により緩和措置を講ずる。</p> <p>平成16年度 = 新料金から30%を減額する。 平成17年度 = 新料金から20%を減額する。平成18年度 = 新料金から10%を減額する。</p> <p>なお、久美浜町の神谷・奥馬地・甲坂・河内の各簡易水道区域については、1ヶ月800円(消費税込み)の定額料金とする。</p> <p>ただし、平成16年度は、660円、平成17年度は、700円、平成18年度は、750円とする。</p>	<p>簡易水道料金及び飲料水供給施設等の水道料金は、合併時に統一し、次のとおりとする。</p> <p>基本料金 (表 省略)</p> <p>超過料金 (表 省略)</p> <p>ただし、弥栄町の中央簡水第2系統及び大宮町の奥大野・五十河地区の簡易水道区域以外の簡易水道区域については、次により緩和措置を講ずる。</p> <p><u>合併時から</u>平成16年度 = 新料金から30%を減額する。 平成17年度 = 新料金から20%を減額する。平成18年度 = 新料金から10%を減額する。</p> <p>なお、久美浜町の神谷・奥馬地・甲坂・河内の各簡易水道区域については、1ヶ月800円(消費税込み)の定額料金とする。</p> <p>ただし、<u>合併時から</u>平成16年度は、660円、平成17年度は、700円、平成18年度は、750円とする。</p>

<p>飲料水供給施設等 水道料金単価表</p>	<p>簡易水道料金及び飲料水供給施設等の水道料金は、合併時に統一し、次のとおりとする。</p> <p>基本料金 (表 省略)</p> <p>超過料金 (表 省略)</p> <p>ただし、弥栄町の堀越地区以外の飲料水供給施設区域については、次により緩和措置を講ずる。 平成 16 年度 = 新料金から 30% を減額する。 平成 17 年度 = 新料金から 20% を減額する。平成 18 年度 = 新料金から 10% を減額する。</p> <p>なお、峰山町の飲料水供給施設及び飲料水簡易給水施設、弥栄町の堀越地区の飲料水供給施設区域については、1ヶ月 800 円(消費税込み)の定額料金とする。</p> <p>ただし、弥栄町の堀越地区の飲料水供給施設区域については、平成 16 年度は、370 円、平成 17 年度は、500 円、平成 18 年度は、650 円とする。</p>	<p>簡易水道料金及び飲料水供給施設等の水道料金は、合併時に統一し、次のとおりとする。</p> <p>基本料金 (表 省略)</p> <p>超過料金 (表 省略)</p> <p>ただし、弥栄町の堀越地区以外の飲料水供給施設区域については、次により緩和措置を講ずる。 <u>合併時から</u>平成 16 年度 = 新料金から 30% を減額する。 平成 17 年度 = 新料金から 20% を減額する。平成 18 年度 = 新料金から 10% を減額する。</p> <p>なお、峰山町の飲料水供給施設及び飲料水簡易給水施設、弥栄町の堀越地区の飲料水供給施設区域については、1ヶ月 800 円(消費税込み)の定額料金とする。</p> <p>ただし、弥栄町の堀越地区の飲料水供給施設区域については、<u>合併時から</u>平成 16 年度は、370 円、平成 17 年度は、500 円、平成 18 年度は、650 円とする。</p>
-----------------------------	---	---

協議第7号

19 - 27 下水道等の取扱い（再協議）

上記のことについて、別紙のとおり再協議する。

平成15年7月23日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会  
会長 濱岡 六右衛門

## 再協議の内容

### 1 再協議の理由

「下水道等の取扱い」については、平成15年6月25日の第12回合併協議会で確認されたものであるが、新市の合併期日について、本日の合併協議会で、平成16年4月1日に変更することが提案されたことに伴い、調整案を修正する必要があるため。

### 2 内容（変更部分のみ）

内容	変更案	既提案内容
集落排水（農業、漁業）事業 料金体系、下水道料金	公共下水道事業・集落排水事業の下水道料金については、峰山・大宮公共下水道組合（公共下水道事業）の料金表に基づき、次により合併時に統一する。  （表 省略）  ただし、弥栄町の料金については、次により緩和措置を講ずる。  平成16年度＝新料金から30%を減額する。 平成17年度＝新料金から20%を減額する。平成18年度＝新料金から10%を減額する。	公共下水道事業・集落排水事業の下水道料金については、峰山・大宮公共下水道組合（公共下水道事業）の料金表に基づき、次により合併時に統一する。  （表 省略）  ただし、弥栄町の料金については、次により緩和措置を講ずる。  <u>合併時から</u> 平成16年度＝新料金から30%を減額する。 平成17年度＝新料金から20%を減額する。平成18年度＝新料金から10%を減額する。

協議第 8 号

9 一般職の職員の身分の取扱いに関する事

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成 1 5 年 7 月 2 3 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会  
会長 濱岡 六右衛門



協議第9号

10 特別職等の身分の取扱いに関する事

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年7月23日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会  
会長 濱岡 六右衛門

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 3 ）

合併協定項目		10 特別職の身分の取扱いに関すること		小委員会名	総務・企画・議会小委員会
番号	分類	調整項目	調整結果(案)	小委員会確認日	協議会確認日
1	1 特別職の任期 (議会議員、農業委員を除く)	1 常勤特別職	新市の市長、助役、収入役、教育長の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。 新市の市長が選出されるまでの間、市長の職務執行者を6町の町長の中から選定する必要がある(地方自治法施行令第1条の2)ため、6町の町長が合併期日までに別に協議して定める。 なお、助役、収入役については、新市の議会が正式に発足した段階で、新市長が議会の同意を得て選任する。	平成 15年 7月22日	平成 年 月 日
2		2 各種委員会委員及び監査委員 (地方自治法第180条の5)	行政委員会委員の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。 なお、新市における監査委員は2名とする。	平成 15年 7月22日	平成 年 月 日
3	2 特別職の給与・報酬	1 常勤特別職	新市発足時の職務執行者、及び市長等常勤特別職、並びに教育長の給与は次のとおりとする。 ただし、新市においてすみやかに特別職等報酬審議会を設置し、給与の適正化に努めるものとする。 職務執行者 月額770,000円 市長 月額920,000円 助役 月額740,000円 収入役 月額670,000円 教育長 月額670,000円	平成 15年 7月22日	平成 年 月 日
4		2 議会議員	新市の議会議員の報酬は、次のとおりとする。 ただし、新市の特別職等報酬審議会において、報酬の適正化に努めるものとする。 議長 月額450,000円 副議長 月額400,000円 議員 月額380,000円	平成 15年 7月22日	平成 年 月 日
5		3 各種委員会委員等	各種委員会委員等の報酬は次のとおりとする。 ただし、新市の特別職等報酬審議会において、委員報酬の適正化を図るものとする。 教育委員会 委員長 月額 100,000円 委員 月額 72,000円 選挙管理委員会 委員長 月額 20,000円 委員 月額 12,000円 公平委員会 委員長 年額 105,000円 委員 年額 60,000円 監査委員 識見 月額 120,000円 議選 月額 30,000円 農業委員会 会長 年額 250,000円 委員 年額181,000円 固定資産評価審査会 委員 日額 9,000円 ただし、日額により報酬を受ける委員等で、その勤務が半日に満たない場合の報酬格額は6,000円とする。	平成 15年 7月22日	平成 年 月 日
6		4 消防団員報酬等	消防団員報酬は次のとおりとする。 団長 年額189,000円 副団長 年額123,000円 分団長 年額 96,000円 副分団長 年額 57,000円 指導員 年額 50,000円 部長 年額 43,000円 班長 年額 33,000円 団員 年額 19,000円 また、出動手当については、1回につき1,600円とし、訓練手当については1,500円とする。なお、警戒手当については出動手当に一元化する。	平成 15年 7月22日	平成 年 月 日
7		5 その他の特別職	その他の条例で定める特別職の職員等、新市に設置する必要のあるものの人数、任期、報酬額等は、現行の制度をもとに調整する。	平成 15年 7月22日	平成 年 月 日
以下余白					

協議第10号

1.2 事務機構及び組織の取扱いに関する事

上記のことについて、別紙のとおり協議する。

平成15年7月23日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会  
会長 濱岡 六右衛門

